

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年3月27日

市貝町長 入野 正明

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

(1) 小貝地区 (2) 市埴・石下・笹原田・上根地区 (3) 赤羽・多田羅地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月23日

3 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

地域名	法人	個人	集落営農 (任意組織)	担い手の 確保状況
(1) 小貝地区	8	43	0	担い手はいるが 十分ではない
(2) 市埴・石下・笹原田 上根地区	6	21	1	
(3) 赤羽・多田羅地区	2	27	0	

4 農地利用のあり方

農業従事者の高齢化や耕作放棄地の拡大などの課題が生じている中、農地の有効利用の継続、効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を加速させ、農業を足腰の強い産業として確立する。

5 農地中間管理機構の活用方針

農地の賃借は、原則、農地中間管理機構を活用することとする。特に、経営転換協力金や耕作者集積協力金、地域集積協力金の交付が見込まれる場合には、申請漏れがないよう農地中間管理機構利用へと誘導を図ることとする。

5 地域農業のあり方

- ・生産品目の明確化
- ・複合化
- ・6次産業化
- ・高付加価値化
- ・新規就農の促進